

第1節 共に幸せを感じられるまちづくり

住民の主体的な参加と連帯に支えられた心ふれあう地域社会の形成を基本に、子どもをはじめ高齢者や障害者がともに安心して暮らせる福祉のまちをめざします。また、すべての住民が生きいきと幸せに満ちた生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進します。

1. 地域福祉

すべての住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができ、地域社会の一員としてともに支え合うまちづくりを進めるため、地域福祉の推進を図ります。

2. 児童福祉

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかにたくましく育つために、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを進め、子育て支援、保育サービスの充実に努めます。

3. 高齢者福祉

健康の保持・増進、介護保険サービスの充実、住環境の整備など、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるような社会づくりを進め、また、高齢者がその活力を十分に発揮できる環境の整備に努めます。

4. 障害者福祉

障害のある方が住み慣れた地域において生活することができる環境を整備するため、保健・福祉サービス施策の充実を図るとともに、自立と社会参加の促進に努めるなど、総合的かつ体系的な障害者福祉施策の展開を図ります。

5. 保健・医療

保健・医療体制の整備を図り、すべての住民が地域で生涯にわたり、安心して暮らすことができるよう、各種健康相談や健康診査内容の充実を図り、保健・医療サービスのさらなる強化に努めます。

6. 生活福祉

生涯を通じて、その人らしく、安心して、健やかに充実した生活を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用、また低所得者に対する相談支援の充実を図ります。